



PSD-SIA-第08-001号

SPACE IPサービス 契約約款

第2版
(平成20年4月)

JSAT株式会社

SPACE IPサービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (提供区域)	2
第2章 SPACE IPサービスの内容	3
第5条 (利用契約の種別)	3
第6条 (SPACE IPサービスの品目等)	3
第7条 (SPACE IP端末等の貸与等)	3
第8条 (SPACE IPサービスに係る利用回線の一端)	3
第9条 (無線局の免許の申請等)	3
第10条 (無線従事者の選任)	4
第3章 利用契約の締結等	5
第1節 契約の単位等	5
第11条 (契約の単位)	5
第12条 (最低利用期間)	5
第2節 利用申込及び利用契約の締結	5
第13条 (利用申込の方法)	5
第14条 (利用開始日等)	5
第15条 (利用申込の承諾)	5
第3節 他人利用請求	6
第16条 (他人利用等)	6
第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求	6
第17条 (利用契約の種別の変更の請求の禁止)	6
第18条 (品目の変更の請求)	6
第19条 (SPACE IP端末の設置場所等の変更の請求)	6
第20条 (利用開始日の変更の請求)	7
第21条 (変更の請求に対する承諾)	7
第5節 当社が行う利用契約の変更	7
第22条 (トランスポンダ障害に伴う利用契約事項の変更)	7
第6節 SPACE IPサービスの利用の終了等	7
第23条 (利用契約者が行うSPACE IPサービスの利用の終了の請求)	7
第7節 利用契約の解除	7
第24条 (当社が行う利用契約の解除)	7
第25条 (利用契約者が行う利用契約の解除)	8
第4章 SPACE IPサービスの提供の中止及び停止	9
第26条 (SPACE IPサービスの提供の中止)	9
第27条 (SPACE IPサービスの提供の停止)	9

第28条 (SPACE IPサービスの種別及び品目の廃止)	9
第29条 (トラフィックの制限等)	10
第5章 他社回線との接続	11
第30条 (他社回線接続の請求)	11
第31条 (他社回線接続の請求の承諾等)	11
第6章 利用回線の利用の制限	12
第32条 (利用回線の利用の制限)	12
第7章 料金等	13
第1節 料金等の支払義務	13
第33条 (料金)	13
第34条 (料金の支払義務)	13
第35条 (支払いを要しない料金)	13
第36条 (解除料等の支払義務)	13
第2節 料金の計算	14
第37条 (料金の計算方法等)	14
第3節 割増金及び延滞利息	14
第38条 (割増金)	14
第39条 (延滞利息)	14
第4節 違約金	14
第40条 (違約金)	14
第8章 保守	15
第41条 (利用契約者の維持責任)	15
第42条 (利用契約者の切分責任)	15
第43条 (利用回線の修理又は復旧の順位)	15
第9章 損害賠償等	16
第44条 (損害賠償)	16
第45条 (免責)	16
第10章 その他の提供条件	17
第46条 (通信の秘密保護)	17
第47条 (SPACE IP端末等の据付けに関する申請等)	17
第48条 (電波干渉に要する工事等)	17
第49条 (SPACE IPサービスの技術的事項)	17
第50条 (法令に規定する事項)	17
第51条 (利用契約者の義務)	17
第52条 (その他の提供条件)	18
別表 基本的な技術的事項	19
附 則	20

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このSPACE IPサービス契約約款(SPACE IPサービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及びSPACE IPサービス料金表(以下「料金表」といいます。))を定め、これによりSPACE IPサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款及び料金表を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款及び料金表によります。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信設備たる回線
4 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星(他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
5 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたSPACE IPサービスの提供に係る電波中継器(送受信アンテナを含みます。)
6 インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供する事を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送を行う為の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備を言います。)
7 VPN	当社以外の電気通信事業者が提供する仮想プライベートネットワークの総称
8 SPACE IPサービス	SPACE IP-Internet 接続サービス並びに SPACE IP-VPN 接続サービスの総称
9 SPACE IP-Internet 接続サービス	地球局設備とSPACE IP端末の間に当社が当社指定の人工衛星を介して電気通信回線を設置し、かつ、当社が他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備を通じてインターネット接続網に接続することにより通信を提供する電気通信サービス
10 SPACE IP-VPN接続サービス	地球局設備とSPACE IP端末の間に当社が当社指定の人工衛星を介して電気通信回線を設置し、かつ、地球局設備を自営電気通信設備又は自営端末設備を通じてVPNに接続することにより、インターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行う電気通信サービス
11 利用申込	利用契約の申込み
12 利用申込者	SPACE IPサービスの利用に係る申込をした者
13 利用契約	SPACE IPサービスに係る契約
14 利用契約者	当社とSPACE IPサービスに係る契約を締結している者
15 トラフィック	利用回線の利用状況
16 利用回線	利用契約に基づきSPACE IPサービスの用に供する電気通信回線
17 端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備

19 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法第9条に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 端末設備等	利用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
21 SPACE IP端末	SPACE IPサービスを利用するために利用契約者が据え付ける地球局設備から端末設備までの総称
22 VPN装置	SPACE IP-VPN接続サービスに関する付加機能装置
23 SPACE IP端末等	SPACE IP端末及びVPN装置
24 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年総務省令第31号)及び利用回線端末等の接続の技術的条件
25 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
26 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
27 人工衛星局	SPACE IPサービスの提供に係る、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
28 地球局	SPACE IPサービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
29 地球局設備	SPACE IPサービスの提供に係る細則13(地球局設備の据付け場所)に定める地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
30 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則12(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
31 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
32 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
33 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
34 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
35 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(33欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
36 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
37 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(提供区域)

第4条 SPACE IPサービスの提供区域は日本全国とします。

第2章 SPACE IPサービスの内容

(利用契約の種別)

第5条 SPACE IPサービスには次の種別があります。

- (1) SPACE IP -Internet接続サービス
- (2) SPACE IP -VPN接続サービス

(SPACE IPサービスの品目等)

第6条 SPACE IPサービスに係る次の項目は料金表に規定するとおりとします。

- (1) 種別
- (2) 品目

(SPACE IP端末等の貸与等)

第7条 当社は、原則として利用契約者に対し料金表に基づきSPACE IP端末等を貸与します。

- 2 利用契約者は、当社が利用契約者に貸与したSPACE IP端末等を、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- 3 利用契約者は、当社が利用契約者に貸与したSPACE IP端末等を他に転売、貸与、譲渡することはできません。
- 4 利用契約者は、当社が利用契約者に貸与したSPACE IP端末等を故障させ、又は滅失、紛失した場合は、その旨を当社に遅滞なく届けていただきます。この場合、当社が当該SPACE IP端末等の修理、代替品購入等に要した費用を利用契約者に負担していただく場合があります。
- 5 SPACE IP端末等が利用契約者以外の第三者により使用された場合、またはSPACE IPサービス以外の目的で使用された場合には、そのSPACE IP端末等の使用に起因して生じる一切の支払いについては、利用契約者がその責を負うものとします。
- 6 当社は、利用契約者からの請求があり、当社が適当と認めた場合、SPACE IP端末等の交換を行います。
- 7 当社は、利用契約が解除され又は終了した場合、SPACE IP端末等を無効化します。
- 8 利用契約者は、前項の規定に基づき無効化されたSPACE IP端末等を直ちに返却していただきます。

(SPACE IPサービスに係る利用回線の一端)

第8条 当社は、利用契約者が指定する地点にSPACE IP端末に係る地球局設備を設置し、これを利用回線の一端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは利用契約者と協議します。
- 3 利用契約者は、当社が設置するSPACE IP端末について、その基礎工事部分を含め利用契約者の責任と負担において据付けていただきます。利用契約者は、当社よりSPACE IP端末の貸与を受けない場合には、そのSPACE IP端末の仕様の決定にあたっては、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに当社が別に定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。
- 4 SPACE IP端末を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転に係るSPACE IP端末についても前3項を適用します。

(無線局の免許の申請等)

第9条 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

(無線従事者の選任)

第10条 地球局の操作は、専用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年総務省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関連諸規則に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

2 当社は前項の無線従事者を選任又は解任致します。

第3章 利用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(契約の単位)

第11条 当社は、利用契約について、種別ごとに一の利用契約を締結します。

2 一の利用契約について利用契約者は1人とします。

(最低利用期間)

第12条 SPACE IPサービスには最低利用期間を定めます。

2 前項の最低利用期間は第14条(利用開始日等)に規定するSPACE IPサービスの利用開始日から起算して6ヶ月間とします。

第2節 利用申込及び利用契約の締結

(利用申込の方法)

第13条 利用契約の利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のSPACE IPサービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 種別
 - (2) 品目
 - (3) 利用開始希望日
 - (4) SPACE IP端末の数及び設置場所
 - (5) その他利用申込の内容を特定するための事項
- 2 前項に記載される利用開始希望日は、利用申込の日から起算して3か月が経過した日を超えない日で定めていただきます。

(利用開始日等)

第14条 当社は、前条(利用申込の方法)第1項第(3)号の利用開始希望日を基準に、SPACE IPサービスの提供に係る電気通信設備の有無、無線局免許の取得の見込み等を考慮し、当社は利用申込者と協議の上、SPACE IPサービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

- 2 SPACE IPサービスの利用終了日(以下「利用終了日」といいます。)は、第23条(利用契約者が行うSPACE IPサービスの利用の終了の請求)の規定により、当社が利用契約者より利用の終了の通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。
- 3 SPACE IPサービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、利用契約者がSPACE IPサービスを利用することができる期間で、利用開始日から利用終了日までの期間とします。

(利用申込の承諾)

第15条 当社は、利用契約の利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。ただし、第32条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第43条(利用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 種別
- (2) 品目
- (3) 利用開始日

- (4) SPACE IP端末の数及び設置場所
 - (5) その他利用契約の内容を特定するための事項
- 2 当社は、前項の規定に拘らず、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあったSPACE IPサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
 - (2) 申込みのあったSPACE IPサービスを提供するために必要な無線局免許が取得されていないとき。
 - (3) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 申込みのあった利用開始希望日にSPACE IPサービスの提供の開始ができないとき。
 - (5) 利用申込者がSPACE IPサービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要する利用料等の料金、工事費に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 申込みのあったSPACE IPサービスを提供することによって、当社が電波法及び放送法(昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。)に規定する放送を行うこととなるとき。
 - (7) その他SPACE IPサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

(他人利用等)

- 第16条 利用契約者は、SPACE IPサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に届け出ていただきます。
- 2 利用契約者は、SPACE IPサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、又その利用者がSPACE IPサービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求

(利用契約の種別の変更の請求の禁止)

- 第17条 利用契約者は、利用契約の種別の変更の請求はできません。

(品目の変更の請求)

- 第18条 利用契約者は、品目の変更の請求ができます。
- 2 品目の変更の実施日は、当社が当該変更の請求を受領した日から起算して14日が経過した日以降に最初に到来する暦月の初日とします。

(SPACE IP端末の設置場所等の変更の請求)

- 第19条 利用契約者は、SPACE IP端末の数及び設置場所の変更の請求ができます。
- 2 当社は前項の設置場所の地点を定めるときは、利用契約者と協議します。
- 3 SPACE IP端末の数及び設置場所の変更の実施日は、当社が当該変更の請求を受領し、協議が終了した日から1ヶ月が経過した日以降の日とします。

(利用開始日の変更の請求)

第20条 利用契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。ただし、利用開始日の延期については、変更後の利用開始日を利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えない日としていただきます。

2 前項の規定に拘らず、利用契約者は、利用契約者の責に帰し得ない無線局免許の取得の遅れにより利用開始日にSPACE IPサービスの利用を開始できない場合は、利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えて利用開始日を延期することができます。

(変更の請求に対する承諾)

第21条 当社は、第18条(品目の変更の請求)から前条(利用開始日の変更の請求)までの規定に基づいて利用契約事項の変更の請求があったときは、第14条(利用開始日等)及び第15条(利用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第5節 当社が行う利用契約の変更

(トランスポンダ障害に伴う利用契約事項の変更)

第22条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したためSPACE IPサービスを提供できない場合において、利用契約に定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によってSPACE IPサービスを提供できるときは、利用契約者にその旨を書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約の利用契約事項の変更の請求をしていただきます。

第6節 SPACE IPサービスの利用の終了等

(利用契約者が行うSPACE IPサービスの利用の終了の請求)

第23条 利用契約者は、SPACE IPサービスの利用の終了を請求することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知いただきます。

2 前項の場合の利用の終了日は、第14条(利用開始日等)第2項に定める利用終了日とします。

第7節 利用契約の解除

(当社が行う利用契約の解除)

第24条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
- (2) 利用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにも拘らず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
- (3) 第27条(SPACE IPサービスの提供の停止)の規定に基づくSPACE IPサービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
- (4) 利用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、利用契約者が第22条(トランスポンダ障害に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
- (5) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、利用契約で定めた利用契約事項によるSPACE IPサービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるSPACE IPサービスの提供もできないとき。

- 2 当社は、前項第(1)号、第(3)号、第(4)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、第27条(SPACE IPサービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(10)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めるときは、SPACE IPサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定に基づき利用契約を解除しようとするSPACE IPサービスが、第32条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、利用契約者が約款に基づく料金、その他債務の支払いを遅滞したときは、この限りではありません。
- 5 当社は、第27条(SPACE IPサービスの提供の停止)第2項の規定に該当したときは、同条同項に基づくSPACE IPサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第25条 利用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) 利用契約において、利用契約者の責に帰しえない事由に基づきSPACE IPサービス提供開始が利用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知。
 - (2) 第22条(トランスポンダ障害に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく利用契約の変更の通知。ただし、当該変更が利用契約者に影響を及ぼさない場合を除きます。
 - (3) 第26条(SPACE IPサービスの提供の中止)第1項第(2)号の規定に基づきSPACE IPサービスの提供を中止する旨の通知。
- 2 利用契約者は、利用契約に基づくSPACE IPサービスの料金の額が約款の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款の実施期日又はその実施期日以降の日を利用契約の解除の日(以下「契約解除日」といいます。)として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 3 利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 4 当社は、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づくSPACE IP端末等の滅失又は毀損によって、SPACE IPサービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めるとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めるときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 5 利用契約者は、前4項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
 - 6 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 SPACE IPサービスの提供の中止及び停止

(SPACE IPサービスの提供の中止)

第26条 当社は、次のいずれかの場合には、SPACE IPサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第32条(利用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりSPACE IPサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(SPACE IPサービスの提供の停止)

第27条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、SPACE IPサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用契約者が利用契約の規定により支払うべき料金その他の債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わなかったとき。
 - (2) 第46条(通信の秘密保護)の規定に違反したとき。
 - (3) 第48条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
 - (4) 当社が指定するトランスポンダ、周波数、帯域幅及び電力を遵守しないとき。
 - (5) 利用契約に定める利用回線の構成等に関する事項を遵守しないとき。
 - (6) SPACE IP端末等に関し、技術条件等を遵守しないとき。
 - (7) 当社の承諾を得ずに、利用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (8) SPACE IP端末等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他SPACE IPサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をSPACE IP端末等から取りはずさなかったとき。
 - (9) 第16条(他人利用等)第2項の規定に違反したとき。
 - (10) 第51条(利用契約者の義務)に違反したとき。
- 2 当社は、利用契約者のSPACE IPサービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、SPACE IPサービスの提供を停止します。
- 3 当社は、SPACE IPサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を利用契約者に通知します。ただし、前項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、提供を停止するSPACE IPサービスが第32条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定に拘らず、そのSPACE IPサービスの提供の停止について、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、その停止が第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

(SPACE IPサービスの種別及び品目の廃止)

第28条 当社は、都合によりSPACE IPサービスの特定の種別及び品目を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により特定の種別及び品目を廃止するときは、当該品目等のSPACE IPサービスを利用している利用契約者に対し6ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(トラフィックの制限等)

第29条 当社は、利用契約者のSPACE IPサービスの利用形態が、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めるときは、そのトラフィックの制限等の措置を講ずることがあります。

第5章 他社回線との接続

(他社回線接続の請求)

第30条 利用契約者は、利用回線の一端において、又は利用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第31条 当社は前条(他社回線接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 利用回線の利用の制限

(利用回線の利用の制限)

第32条 当社は、SPACE IPサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の利用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金等の支払義務

(料金)

第33条 当社が提供するSPACE IPサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第34条 利用契約者は、利用開始日から利用終了日又は契約解除日までの期間について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

2 利用契約者は、第27条(SPACE IPサービスの提供の停止)の規定に基づくSPACE IPサービスの提供の停止の期間についても料金表に規定する料金を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第35条 利用契約者は、当社が第26条(SPACE IPサービスの提供の中止)の規定に基づき利用契約に係るSPACE IPサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する料金の支払いを要しません。

2 前項の規定によるほか、利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、又は利用契約者の責に帰し得ない事由による地球局設備の使用不能(太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により利用契約に係るSPACE IPサービスの全部又は一部に係る利用回線を全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する料金(月額回線料に限ります)の支払いを要しません。

3 利用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。

(解除料等の支払義務)

第36条 利用契約者は、利用開始日の前日までの日に第25条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除するときは、料金表に規定するSPACE IPサービスの解除料(以下「解除料」といいます。)を支払っていただきます。

2 利用契約者は、利用開始日以降に第25条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第24条(当社が行う利用契約の解除)第1項第(1)号、第(3)号、第3項もしくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、解除料を支払っていただきます。

3 前2項の解除料算定の基準となる料金は消費税相当額を加算しない額とします。

4 第24条(当社が行う利用契約の解除)又は第25条(利用契約者が行う利用契約の解除)の規定に基づき利用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を利用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

第2節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第37条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第38条 利用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額(本邦と外国との通信を行う場合に免税となる額を除きます。)を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条 利用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第4節 違約金

(違約金)

第40条 利用契約者は、当社が第27条(SPACE IPサービスの提供の停止)の規定に基づき利用契約者にSPACE IPサービスの提供の停止を通知したにも拘らず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、料金表に規定する違約金を支払っていただきます。

第8章 保守

(利用契約者の維持責任)

第41条 利用契約者は、SPACE IP端末等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(利用契約者の切分責任)

第42条 利用契約者は、SPACE IPサービスを利用することができなくなった場合は、使用するSPACE IP端末等に故障がないことを確認し、かつ自営端末設備又は自営電気通信設備がSPACE IP端末等に接続されているときはその自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験によりSPACE IPサービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、SPACE IPサービスを利用できない原因がSPACE IP端末等、自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(利用回線の修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、利用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第32条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(損害賠償)

第44条 当社は、利用契約に係るSPACE IPサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、そのSPACE IPサービスの全部又は一部に係る利用回線が全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続した場合に限り、当該利用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する月額回線料(そのSPACE IPサービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る月額回線料)を利用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し第22条(トランスポンダ障害に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づき利用契約の変更を行う場合であって、第1項に該当するときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して利用契約者の損害を賠償します。
- 4 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)第2号及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取扱います。
- 5 第1項及び第3項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりSPACE IPサービスを提供しなかったときは、第2項及び前項の規定は適用しません。

(免責)

第45条 当社は、SPACE IPサービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条(損害賠償)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又利用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社は、当社が行うSPACE IP端末等の追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあって、利用契約者(第16条(他人利用等)の規定に基づきSPACE IPサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款又は利用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により利用契約者が自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密保護)

第46条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、利用契約者に、SPACE IPサービスを利用して伝送する符号、音響又は影像を利用契約者(第16条(他人利用等)の規定に基づきSPACE IPサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(SPACE IP端末等の据付けに関する申請等)

第47条 利用契約者は、SPACE IP端末等の据付けに関し、電波法及び電気通信事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、利用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第48条 利用契約者は、SPACE IP端末等の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 利用契約者は、SPACE IP端末等の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

(SPACE IPサービスの技術的事項)

第49条 SPACE IPサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第50条 SPACE IPサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(利用契約者の義務)

第51条 SPACE IPサービス -Internet接続サービスの利用契約者は、SPACE IPサービス -Internet接続サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (13) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(その他の提供条件)

第52条 SPACE IPサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

別表 基本的な技術的事項

種 別	物理的条件
音声、音響等のアナログ伝送	2線式又は4線式
符号等のデジタル伝送	25ピンコネクタ (ISO標準IS2110)
	34ピンコネクタ (ISO標準IS2593)
	37ピンコネクタ (ISO標準IS4902)
	15ピンコネクタ (ISO標準IS4903)
	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412)
映像伝送	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412)
中間周波数伝送	F同軸コネクタ (EIAJ規格RC-5223)

備考:本方式は、基本的な接続方式を示しており、利用契約者の要望その他の事由により、本表以外の条件によることがあります。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年4月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年4月1日から実施します。

資料名 SPACE IPサービス契約1款

資料番号 PSD-SIA-第08-001号

平成 19年 4月 9日 第1版

平成 20年 4月 1日 第2版

J S A T 株 式 会 社

東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

TEL :03-5571-7770

(営業本部代表)
